

議 事 日 程

- 日程第1 議案第5号 瑞穂市公共下水道事業基金条例の制定について
- 日程第2 議案第18号 令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第19号 令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案第20号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第24号 令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第6 議案第25号 令和5年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第7 議案第26号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計予算
- 日程第8 議案第27号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第9 議案第28号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第10 議案第29号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第11 議案第30号 市道路線の認定について（その4）
- 日程第12 議案第31号 市道路線の廃止について
- 日程第13 議案第1号 人権尊重都市宣言の制定について
- 日程第14 議案第6号 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 瑞穂市史編さん委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第10号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第14号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第16号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第17号 令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第22号 令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算

- 日程第25 議案第3号 和解について
- 日程第26 議案第4号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第27 議案第8号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第9号 瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第15号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第30 議案第21号 令和5年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第31 議案第32号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第32 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道

都市整備部長	桑原秀幸	調整監	宇野真也
環境水道部長	矢野隆博	教育委員会 事務局長	佐藤雅人
会計管理者	清水千尋	監査委員会 事務局長	西村陽子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	河野和泉
書記	廣瀬潤一		

開議の宣告

○議長（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第5号から日程第12 議案第31号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 日程第1、議案第5号瑞穂市公共下水道事業基金条例の制定についてから日程第12、議案第31号市道路線の廃止についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 若園五朗君。

○産業建設委員長（若園五朗君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいま一括議題となりました12議案につきまして、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、3月7日午前9時30分から、単南庁舎3の2会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第5号瑞穂市公共下水道事業基金条例の制定についてを審査しましたが、この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第18号令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を審査しましたが、この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第19号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第5号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員からは、配水に係る電気設備の減額補正について、更新工事を取りやめた理由とはとの質疑に対し、更新計画に基づき、当初は古橋水源地の電気設備更新をする予定であったが、点検及び調査した結果も踏まえ、今現在問題なく使用できているため取りやめたとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第20号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、施設整備事業費の減額の理由とはと

の質疑に対し、建設資材高騰により日本下水道事業団と企業グループとの基本協定の締結が遅れ、それに伴い、本年度の設計業務の執行ができないため減額するものであるとの答弁がありました。

また、下水処理場の供用開始のスケジュールに支障を来さないのかとの質疑に対し、現時点で約半年の遅れが生じている。しかし、計画は変更せず、当初予定の令和9年3月の供用開始を目指し、事業を進めていくとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第24号令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を審査しましたが、この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第25号令和5年度瑞穂市水道事業会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、老朽化した配水管の更新はどの質疑に対し、震災等の発生を想定し、避難所として水源地を結ぶ重要給水施設の配水管の耐震化を最優先として整備していく考えである。一方で、市全体の管路経年化率は、令和3年度決算において約10.1%である。類似団体平均値はおおむね19%なので、それと比べると低い状態にはあるが、今後も適正に更新していきたいとの答弁がありました。

また、電気代高騰による水道料金への影響はどの質疑に対し、本市は安全で安定した水を供給し続けられるよう、令和3年度から令和12年度までの10年間について水道事業ビジョン及び経営戦略を策定しているが、上半期5年が経過する際に中間見直しを行う予定である。そのタイミングで電気代や管の更新費等の経費を見定め、今後の水道料金を検討していきたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第26号令和5年度瑞穂市下水道事業会計予算を審査しましたが、この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第27号市道路線の認定について（その1）、議案第28号市道路線の認定について（その2）及び議案第29号市道路線の認定について（その3）の3議案を審査しましたが、これらの議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第30号市道路線の認定について（その4）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、本議案の3路線は、本来旧穂積町、旧巢南町時代に認定していなければならなかった道路であったとの説明であるが、認定見直しのきっかけは何かとの質疑に対し、地権者が土地を利用されるのに当たり、市道認定されていないことが申出により判明したものであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第31号市道路線の廃止についてを審査しましたが、この議案については、報告す

べき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和5年3月17日、産業建設委員会委員長 若園五朗。

○議長（若井千尋君） これより議案第5号瑞穂市公共下水道事業基金条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第18号令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第19号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第5号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第20号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第24号令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第25号令和5年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第26号令和5年度瑞穂市下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第26号令和5年度瑞穂市下水道事業会計予算について反対討論をいたします。

今回の下水道事業予算の一番の特徴、これは何ととっても瑞穂処理区の管路工事が始まり、そのための事業費が計上されている。管路工事においては13億円弱、また処理場の整備事業においても、今回は遅れているということもありますけれども、詳細設計などの関係がまた計上されていると思います。それに対する国庫補助金が8億円弱計上され、企業債も9億円発行するというような内容になっております。そのため、資本的収入においては前年度比で4.4倍、資本的支出においては4倍と、まさに大きく膨らんだ予算になっております。

ところが、私、一般質問でも指摘をさせていただきましたところですが、この事業計画について、今後の財政見通し、これが明確にされていない。終末処理場整備事業に幾らかかるかも不明である。第1期工事の総額がどの程度になるのかも明らかにされていない、そんな状況であります。

第1期工事の見込額、平成28年には40億円程度とお話がありました。そして令和元年度では72億円、そのように示され、そして現時点で私勝手な試算でありますけれども、少なく見積もっても92億円は超えている、そのようなふうに考えております。このように今の第1期工事に係る事業規模がどの程度なのか、非常に不確かな状況であります。

ところが、こういった財政の見通しを明確にすることなく、1年間分だけの工事だけを取りあえず計上する、こういった予算に対しては賛同できない、そういう思いで今回反対をさせていただきます。

以上で私の反対討論を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第27号市道路線の認定について（その1）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第28号市道路線の認定について（その2）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第29号市道路線の認定について（その3）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第30号市道路線の認定について（その4）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第31号市道路線の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第1号から日程第24 議案第23号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 日程第13、議案第1号人権尊重都市宣言の制定についてから日程第24、議案第23号令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 森健治君。

○文教厚生委員長（森 健治君） ただいま一括議案となりました12議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、3月8日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、所管の部長、局長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第1号人権尊重都市宣言の制定についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、県内で人権尊重都市宣言を制定している市はとの質疑に対し、多治見市、可児市、関市、海津市、大垣市の5市であるとの答弁がありました。

また、外国籍の方への人権問題に対する市の施策はとの質疑に対し、具体的な施策としては、国際理解教育の推進や外国人児童の円滑な就学の促進、相談業務及び広報啓発業務の促進、国際交流ボランティアの推進等であるとの答弁がありました。

また、女性の人権問題に関し、家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図るためにどのような対策を取っているかとの質疑に対しては、職員で構成する少子化対策研究のプロジェクトチームにて、女性が働きやすい環境をつくるための具体策について話し合いを行っているとの答弁がありました。

さらに、インターネットでの誹謗中傷による人権侵害が子供たちの間で発生している。子どもの権利条例を制定している自治体もあるが、市ではこの条例の制定を検討したことがあるかとの質疑に対し、子どもの権利条例を過去に検討したことはあるが、今回改定する第2次人権施策推進指針の中に、子供の人権についても盛り込んで具体的に取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、人権尊重都市宣言をしていくに当たり、市長の決意はどの質疑に対しては、市長より、市制20周年を機に、宣言都市であることを子供から大人まで全ての方に周知をしていく。また、人権擁護委員の活動を市全体の活動として推進していきたいとの答弁がありました。

そのほか宣言の内容が抽象的ではないかとの質疑に対し、具体的な課題や市の施策は、人権施策推進指針に盛り込んでいるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第6号瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、本条例の基となっているいじめ防止対策推進法は平成25年に制定されているが、なぜ今のタイミングでの市の条例制定なのかとの質疑に対し、これまで国と県の基本条例を基にいじめ防止に取り組んできたが、瑞穂市まちづくり基本条例の一部の改正に伴い、本条例の制定をすることとしたとの答弁がありました。

また、第2条第1項第7号に規定する重大な事態について、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号とすべきではとの質疑に対し、第1項には全ての号が含まれていると解釈をしているとの答弁がありました。

また、第4条のいじめの禁止規定について、「児童等」だけでよいのかとの質疑に対しては、当然教師も入るものと捉えており、前提としていじめが発生するところでの子供同士の関わりということから児童等としたとの答弁がありました。

さらに、第10条に規定するいじめ未然防止・対策委員会には、専門家は入っているのかとの質疑に対し、いじめを認識した際は、学校内でスクールカウンセラー等、サポートするメンバーを加えて対応していく。事案に応じては警察や児童相談所と連携を図り、学校と一緒に対応していくとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第7号瑞穂市史編さん委員会設置条例を廃止する条例について、議案第10号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この2つの議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第11号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、出産・育児一時金の増額に伴い、医療機関において便乗値上げという事案があるようだが、市は認識しているのかとの質疑に対し、現時点では聞いていないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第12号瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第13号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明の後、質疑に入り、委員から、令和5年4月施行であるが、家庭的保育事業所等にはいつ通達するのかとの質疑に対し、今回の改正により、昨年9、10月以降、厚生労働省から随時通知文書が届いており、その都度小規模保育事業者にも提供し、共有しているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第14号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき事項、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第16号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部から補足説明の後、質疑に入り、委員から、保険給付費の出産・育児一時金の負担金、補助及び交付金が当初の見込みより減額となっているが、当初の見込みと実績の件数などの質疑に対し、当初の見込みは50件、1月末時点で22件であるとの答弁がありました。

また、退職被保険者の人数などの質疑に対しては、ほぼゼロであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

最後に、議案第17号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、議案第22号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を審査しました。

これら3議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和5年3月17日、文教厚生委員会委員長 森健治。

○議長（若井千尋君） これより、議案第1号人権尊重都市宣言の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第6号瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 議席番号13番 庄田昭人、議案第6号瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について、委員長報告に対して質疑をさせていただきます。

私はこのいじめ防止に対しては、総括質疑でもさせていただきました。そのことについては、いじめというものは難しい問題でありますということであります。それには早期発見、早期解決するためには、いろいろな方法が取られなければならない。さらには、市町村の設置する福祉事務所、児童相談所に通告しなければならない。内閣府でも、まずは通告こそが対応の第一歩であるというふうな報告がされております。

委員長報告の中には、学校内でのスクールカウンセラー等、サポートをするメンバーを加え対応していく。事案に応じては警察や児童相談所と連携を図り、学校と一緒に対応していくとの答弁がありました。とてもここはいいことであると私は感じておりますが、しかし、この委員会の中で、私は総括のときに、通告こそがということであります。図の中でも通告するところが少し見えないのではないかとこのことを質疑させていただきました。

今回のこのいじめ防止対策に関することに対しては、通告といったところについては、委員会の中で話合いが行われたのか確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（若井千尋君） 文教厚生委員長 森健治君。

○文教厚生委員長（森 健治君） 庄田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、この件については委員長報告で申し上げたとおりでございます。特に申し上げることはございません。よろしく申し上げます。

○議長（若井千尋君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第6号瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

この条例案は、そもそも議員立法で提案され、制定された2013年のいじめ防止対策推進法、この趣旨を踏まえて提案したというような説明がなされております。このいじめ防止推進法は2011年の大津市で起こったいじめ自殺事件、これを機にしてつくられた法律であります。

しかし、現在の法律については、若干の問題点が残っていると私は思っておりますけれども、今回の条例案では、残念ながらこの法の弱点を一部反映しているというふうに捉えております。

条例案の第4条で児童・生徒はいじめを行ってはならない、このように規定されております。当たり前のことではあります。しかし、いじめをするという行為はそれほど単純なものでもありません。禁止をし、罰則を加えれば解決するというものではない、そのように考えます。また、第7条で親の責務として自分の子供に必要な指導を求めています。確かに親の監督責任、これはあると思います。しかし、現実の子供の世界というのは、親が全てコントロールすることはできない、これが現実であります。この2つのことを通して一番大切なことは、子供を取り巻く環境そのものをどう整えていくのか、そこが一番重要ではないかと思っております。

また、被害者への情報公開について、最近の報道でも出ておりますけれども、教育委員会なり、市なり、第三者機関での審議の様子、これがなかなか被害者の親御さんのほうに届いていない、そういった問題も指摘されている。それを担保する定めがないという問題もあります。

これらの問題点については、条例案では法律にはなかった前文というものをつけて、子供たち一人一人の人権尊重、あるいは子供自身がいじめの問題について理解を深めること、あるいは学校だけでなく家庭や地域、社会全体での共通認識を持つこと、こういったことを述べ、法などで不足している分をこの条例案では補足されているというふうには理解をしております。

しかし、それだけで十分ではない、そのように考えられます。

国連で採択されている子供の権利条約、これを背景にした子どもの権利条例、こういったものを制定し、子供たちそのものの人権を守っていくためには何が必要か、そういったことも明らかにして初めていじめ防止、こういったものが進んでいくのではないかと思います。

この子どもの権利条例、それと合わせた形でいじめの防止対策、そういった条例が必要でないか。こういった両方を一緒にしてこそ意味があると考えます。

そういった意味で、今回子供の権利条例を定めるという方向は、残念ながら今の中では、いつか検討されたということでありますけれども、実現せずに行く。その一方で、いじめの防止の推進を図るということで防止条例だけ、言わば上から管理するような形での推進、これは果たしていいのだろうか。もう少し時間をかけてゆっくりと議論をしていく、そういったことが必要ではないかと思い、今の時点でこういった条例案をすぐにつくってしまうのは、そういった考えには反対をさせていただきます。

以上で私の反対討論とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 13番 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 議席番号13番 庄田昭人、議案第6号瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について、賛成討論をさせていただきます。

先ほどはこのいじめ対策については、委員長にも確認をさせていただきました。このいじめに対することについては、関谷議員の言われたことも当然あるんだと私も考えるのは、やはりこの図だけでは、もしくはこの思い、条例の中身を見ていくと、まだまだ話し合うところがあるのではないかな。通告といった部分について、また子供たちをどのように守っていくのか、もっともっとしっかりと話し合うべきではないかなと感じるところもありますが、まずはこのいじめ対策防止法については、やっぱりこの趣旨をしっかりといじめ防止のために、対策について基本理念に定め、市立学校と、その他関係する者の責務を明らかにすることとともに、いじめ防止等に対する対策に関する基本的な事項を定めるには、やはり今必要ではないかと私は賛成をさせていただきます。

いじめに対する難しさは関谷議員のおっしゃるとおりであります。身体的な、精神的なネグレクト、心理的、SNS、デジタルを使われるようないじめが今出ております。そんな対策にもしっかりと対応していただくことは、今後話し合っていかなければならない。関谷議員のおっしゃったとおり、やはりしっかりと時間をかけなければならない部分もまだまだあると思いますが、まずは基本的な事項を定めるのは、瑞穂市にとって今必要だと私は思いますので、賛成討論とさせていただきますので御理解をいただき、皆さんにも賛成いただくようよろしくお

願ひ申し上げます。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願ひます。

起立多数です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第7号瑞穂市史編さん委員会設置条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願ひます。

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第10号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第11号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第12号瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第17号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第22号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第23号令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時15分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 議案第3号から日程第30 議案第21号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 日程第25、議案第3号和解についてから日程第30、議案第21号令和5年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） 議席番号13番 庄田昭人、議長のお許しをいただき、令和5年第1回定例会総務委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました6議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、3月9日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長及び所管の部課長を、また一般会計当初予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第15号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）について審査しました。

本案について、他の常任委員会ではそれぞれの所管部分について協議された結果、意見の報告はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、契約差金による減額が主なものとことだが、契約差金の割合は何%ぐらいかとの質疑に対し、パーセンテージでは把握していないため、契約差金の金額で判断していただきたいとの答弁でありました。

また、これだけ契約差金が出てくるということは、当初の予算設計で安全率を見ていると思われるが、安全率はどのぐらいかとの質疑に対し、当初予算設計は、見積り徴収や国の積算基準で設計しているため、正規の手続にのっとった予算設計となっているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第21号令和5年度瑞穂市一般会計予算についてを審査しました。

本案について、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、意見の報告はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、骨格予算として提出しており、肉づけ予算として補正予算を組んでいくとのことだが、肉づけ予算の見込みはどの質疑に対し、事業ヒアリングで確認している肉づけ予算は約3億円だが、予算に反映されるかどうかは改選後の状況に変わってくるとの答弁に対し、肉づけ予算の財源についても確保できているのかとの質疑に対し、財政調整基金やふるさと応援基金を活用する予定であるとの答弁がありました。

また、国・県支出金が約2億円減っているのはどの質疑に対し、令和4年度ではコロナ臨時交付金等があったが、令和5年度当初予算では計上していないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第8号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第3号和解についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、賠償額の算出根拠はどの質疑に対し、平成24年に土地鑑定を行っており、そのときの金額であるとの答弁に対し、迷惑料や利息は含まれていないのかとの質疑に対し、相手方の同意を得ており、土地鑑定額のみであるとの

答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第4号瑞穂市指定金融機関の指定についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第9号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和5年3月17日、総務委員会委員長 庄田昭人。

○議長（若井千尋君） これより、議案第3号和解についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第4号瑞穂市指定金融機関の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第8号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第15号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第21号令和5年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第21号令和5年度瑞穂市一般会計予算について反対討論を行います。

今回の予算案は骨格予算ということで継続事業を中心とした予算案ということでありまして、その中でも私は幾つか問題があるのではないかと考えております。

まず、（仮称）犀川・五六川周辺かわまちづくり計画策定事業として1,200万円計上されております。この事業については、令和3年度に（仮称）犀川遊水地グリーンインフラ事業として350万円、新規事業として初めて出され、翌年、今年度になりますけれども、4年度には（仮称）犀川・五六川周辺かわまちづくり計画策定事業として825万円計上されております。3年度のときの説明では、地方創生の3つの拠点として、JR穂積駅周辺、犀川遊水地、そして大月の公園を位置づけて整備を進める、そのような説明が当時されたとは私は記憶をしております。

こういった3つの拠点、あるいはグリーンインフラ事業という言葉が初めて出てきたのは、議事録を確認させていただきますと、平成2年の12月議会のときにこういったことが検討されているというような一般質問でのやり取りがあったというふうに出ております。

3年度には基本構想をつくり、今年度ではかわまちづくりの計画を策定し、来年では社会的実験を行う、そのような説明した資料も出されております。

しかし、この間、市民的な説明、広くどういう事業をしていくのかの意見についてということについては、私は説明、そういったものが行われたという記憶はございません。議会の中でもこれについての討論、議論、あまりされた記憶もありません。行政側で今どんどん進められていっている、そんな感があるというふうに認識をしております。

市民の間での合意形成がないまま、こういった事業を推進していくことについては、今後問題になってくるのではないかと、そのように考えるところであります。

次に、マイナンバーカードの推進の事業の問題があります。

岡山県備前市では給食費が無償化されていたものが、新年度からマイナンバーカードを取得することを条件とするといったことが明らかにされ、全国的にも問題として取り上げられたところでもあります。その背景には、このマイナンバーカードの交付率で自治体間を競わせるというような政府の方針があり、これがそもそも問題の根本だとは思いますが。とはいっても、平等であるべき市の給付が不平等に扱われる、これは論外であると思えます。

ところが、瑞穂市においては、昨年12月議会でマイナンバーカードを使ってコンビニなどで住民票のコピーの発行を求める場合は手数料が100円安くなる、そういった条例改正が行われ、この4月から実施になります。当然それを前提にした予算案になっていると思います。

こういった議論の際にも、マイナンバーカードの普及を図る目的といった説明もなされたと思います。これもある意味では市民に対し不平等を押しつける、そういった結果になってくるのではないかと。

また、これまでマイナンバーカードに要した費用、その多くが国から出ているとは言え、莫大な費用を使っている。そして、さらに今後も続けざるを得ない、そんなことに今なってきていると思います。こういったことについて、やはり大きな問題ではないかと。

また、これは総括質疑でちょっと発言をさせていただきましたけれども、活動が自主的に休止をしている土地開発公社に対し、債務保証10億円を出している。つまり、具体的なものがない中で保証だけつく、これは非常に不明瞭ではないか。もし今後土地開発公社を利用するというのであれば、そのことを当然、その公社の理事会でも決定し、議会に対しても御報告を行い、その際に必要とあれば債務保証の枠をそのときに設定する。それなら普通の段取りではないかと思いますが、頭から自動的につけるのは問題ではないか、そのように考えております。

また、今回骨格予算という関係でとは思いますが、学校給食費の問題、無償化の問題、あるいは就学援助制度、こういったものの改善。いわゆる子育て支援に対する市民の要望に対しての積極的な予算としては、残念ながらなかなか入っていない。そういった観点から、今回、私この令和5年度の一般予算案については反対をさせていただきたい。そのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております令和5年度瑞穂市一般会計当初予算の賛成の討論をさせていただきます。

こちら、議案第21号の令和5年度の当初予算でございますが、こちらの主要事業のほうを見っていきますと、今回は骨格予算という形で政策的な経費というのは計上されていないということですが、今まで瑞穂市が進めてきた事業についてはしっかりと進めていく、そういった予算が計上されているものでございます。

例えば安全で安心して暮らせるまち、こういった瑞穂市第2次総合計画に基づく主要事業ということで治水防災、そういった予算もしっかりとつけられておりますし、私が注目している

のは防災士養成講座委託料ということで、瑞穂市が主体となって瑞穂市に防災リーダーを育成していこうという講座の費用、自主開催をしていくというその決意、そうしたことに非常に賛成の意を持つところであります。

また、基本目標2. 便利で快適に暮らせる美しいまちというところでは、当市の基盤整備として、地方創生、3つの拠点、JR穂積駅圏域拠点化構想の推進事業ということで1億5,989万円の予算が計上されており、ソフト、そしてハードを併せて市民の皆さんが、ここは土地区画整理等を始めていくというふうに聞いておりますけれども、まだ10年は時間がかかるということでもありますから、暫定の利用としても、まずE x S i t e サードプレイスという場所、仕事場でも家庭でもない安心できる第3の場所、それをつくって10年間市民の皆さんに使っていただいて、穂積駅のにぎわいを保ちながら、新しい再開発というのを進めていくと、そういう予算になっていると思っております。

また、交通基盤ということで道路整備のほうも昨年度より予算のほうを増額して、これも進めていくというような予算がつけられておりますし、長年の地元の念願でありました（仮称）美江寺歩道橋整備事業、こちらのほうも2年目ということで整備に向けてしっかりと進めていただけるという予算をつけていただいております。

また、自然環境活動としては下水道事業、こちらのほうは瑞穂市の持続可能な発展、多くの方に来ていただく、住んでいただく、そして今住んでいる方がまた市内に住んでいただく、そのためには必要な投資だというふうに私は考えておりますので、そうした予算もしっかりとつけられて進めていただいているわけであります。

また、基本目標3. 心が通う助け合いのまちというところでは、私が注目するのは、まちづくり基本条例推進事業費であります。

こちらのほうは、校區別にタウンミーティングや人材育成研修を実施して、地域コミュニティーの充実のために中間支援組織等の検討を進めるということで、私が以前から選挙のときに市民の皆様にお約束をした市民協働のまちづくり、これに向けてしっかりと体制を整えていただけるような予算のほうもつけていただいております。

また、高齢者福祉につきましては、変わらずこのまちを支えてくださった高齢者の皆様が安心して暮らせる予算というのをしっかりとつけていただいているというふうに私は思っております。

また、児童福祉についても、障害を持たれた方、そして生活のほうが困窮していらっしゃる方、それに寄り添ったしっかりとした予算をつけられておると思いますが、社会保障の分野では、私も総括質疑でさせていただきましたけれども、生活困窮者自立支援事業として新たに子ども食堂・子ども宅食運営支援というのを実施していただきまして、市民の皆さんが自分の思いだけで始めていただいた事業を市も支えていきたい、そうした姿勢をかいま見ることができ

るわけでございます。

また、基本目標4．夢あふれ希望に満ちたまち、その分野においては、子供たちの健やかな成長のためにしっかりと予算をつけていただいていると思いますし、学校教育においてもICT、タブレットを活用した教育、個別最適化した教育についてしっかりと進めていただける予算がついているものというふうに思っております。

また、基本目標5の活気あふれる元気なまちというところでは、商工業の予算もしっかりつけていただいておりますし、観光、交流という分野で地方創生事業として、また地域ブランド戦略を進めていくというふうにかかれております。

また、共通目標ではございますが、新庁舎建設の基金ということで老朽化している施設、役所を2つから1つにするということも方針にありますけれども、そうした予算もしっかりと積立てをして、しかるべきときに改修、市民の皆さんが喜んでいただけるような形で整備をされていくものというふうに期待をしております。

また、特に障害者の方については、私も一般質問をさせていただきましたが、障害者短期宿泊事業ということで、本当に親さんに何かがあったときに障害を持ったお子さんがどうなってしまうのか、そうした保護者の不安に寄り添う、そうした事業のほうも始めていただいているというふうに思っております。

そうした形で骨格予算ということではございますが、新しく取り組んでいく、今まで懸案となってきたものも解消していく事業も幾つか入っておりますし、この6月には市長改選後でございますけれども、政策的経費3億円ほどまだ予算要求をしていくというふうに聞きましたので、そうした予算に期待をしながらも、これからも持続可能で市民の皆さんが幸せに豊かに暮らせる瑞穂市、これをつくっていくために、この当初予算については必要な事業であるというふうに思っております。

同僚議員の皆様におかれましては、この御趣旨に賛同をいただきまして、賛成をいただきますようお願いを申し上げて賛成討論を終わります。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第32号について（質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 日程第31、議案第32号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第32号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました議案第32号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）の議案について質疑をさせていただきます。

この補正予算は、歳出として新型コロナウイルスワクチン接種費が1億944万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費が1億2,581万1,000円の計上がございます。この中には令和2年度分の国庫補助金の返還金1,989万1,000円を含んでおるものでございますが、こちらの予算計上について質問をさせていただきます。

私のこの質問の趣旨は、コロナワクチン接種事業並びにそのための体制を確保することは、市民の福祉の向上につながるかという観点から質疑をさせていただきますので、御理解のほどをお願いいたします。

1つ目でございますが、コロナワクチン接種の現状についてお伺いいたします。

瑞穂市における各年代のコロナワクチンの接種回数というのはどのようになっているのでしょうか。初回シリーズということで、これは1回目、2回目でございますが、さらに3回目以降の追加接種がございます。また、5歳から11歳、そして12歳から64歳、65歳以上というふうに分かれているかと思っておりますけれども、瑞穂市における各年代のコロナワクチン接種回数を教えていただきたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 御質問の件でございますが、接種状況でございます。

2月現在でございますが、乳幼児6か月から4歳は1回目68人、2回目64人です。小児5歳

から11歳でございいますが、1回目886人、2回目861人。続きまして、12歳以上でございいますが、1回目の12歳から64歳は3万148人です。65歳以上が1万1,371人です。2回目に関しては、12歳から64歳が3万71人です。65歳以上が1万1,345人です。3回目です。12歳から64歳が2万2,982人です。65歳以上が1万1,065人でございます。

この4回目以降はオミクロン株として集計をしておりますので、オミクロンワクチンの接種といたしまして、12歳から64歳で1万166人です。65歳以上で7,943人でございます。

オミクロン株の接種に関しまして、対象者ベースでいきますと、接種率は47.7%ということになります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいまコロナワクチン接種の現状について、各年代の接種回数を教えていただきました。非常に多くの方が接種をしているんだなあということを思うわけでございますが、2つ目に、コロナワクチン接種事業の目的について伺います。

今回、補正予算で計上されているコロナワクチン接種の目的というものは何でしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 令和5年3月7日に開催されました第45回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論におきましては、まずは重症者を減らすことを目的として今回の接種を実施するというふうでまとめられております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 重症化を予防するために接種をするということではありますが、以前は接種をすれば人にうつさないというような目的もあったかと思えますけれども、まずは重症化を予防するというのが目的であることを確認させていただきました。

3つ目の質問でございいますが、コロナワクチン接種の後遺症と相談体制について伺います。

コロナワクチン接種後に帯状疱疹が出た、倦怠感が続いている、やる気が出ないなど、ワクチンの接種後に体調不良を訴える声というのを私は聞いております。コロナワクチン接種をしてから体調が優れないという方の瑞穂市における相談件数というものはあるのでしょうか。また、その対応は市としてどのようにされていらっしゃるのか、現相談体制を拡充していくというような予算計上になっているのかお伺いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 相談体制につきましては、瑞穂市でいいますと健康推進課になります。県でいいますと保健所になりますが、相談件数は正確には把握はしておりませんが、数件だということは担当から聞いております。

何か副反応がありましたら、まずは接種をされた医療機関に相談を大方の方がされます。中には健康推進課のほうに、こういった熱が出たんだけどもとか、腫れたんだけどもという話がたまにはございますが、まずは接種をされた医療機関を聞きまして、そちらの主治医とちょっと相談をしてくださいという対応をしております。

今後につきましても、接種が始まりましてもう2年以上たちますが、相談に対して大きな問題は発生しておりませんので、今までの体制をもとす医師会と協力を得ながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） では、相談は数件だということでありましたので、コロナワクチン接種の副反応疑い報告制度について伺います。

コロナワクチン副反応疑い報告制度というものがございまして、医師などがワクチンとの関連について報告をし、厚生労働省の厚生科学審議会副反応部会で専門家が因果関係に評価を下す。つまり、ワクチンのリスクを評価する制度でございます。

コロナワクチン副反応疑い報告制度で報告された死亡事例を全国で見ますと、参議院予算委員会で柳ヶ瀬裕文議員の質疑、答弁で確認をしたところですが、コロナワクチンの副反応が疑われる死亡事例の総数は2,001件、令和5年1月22日現在だそうです。そして担当医が報告をして、コロナワクチン接種に関連があるとした事例は約260件の死亡事例です。そして解剖医が遺体を解剖してワクチン接種と関連があるとした事例が52件、そして解剖はされておませんが、副反応部会で因果関係が否定できない、つまり接種したのと死亡したのと因果関係がないとは言えない、1件ございます。つまり、ワクチン接種後に死んだのではなく、ワクチン接種が原因で亡くなった方が認められたということでございます。

インフルエンザワクチンの接種も今やっておりますけれども、因果関係が否定できない死亡例は、令和3年度ですが7件死亡の事例があるそうです。

ただいまコロナワクチンについては1件ということでしたが、その背景には2,000件以上の疑われる死亡事例があり、コロナワクチンの接種数を割り戻していきますと、死亡事例の報告数はインフルエンザワクチンと比べて38倍以上も高いと言われております。

こうした現状がある中で、またその2,001件のうち、厚生科学審議会の部会では99%以上が情報不足で評価できないとされています。瑞穂市において……。

○議長（若井千尋君） 馬淵議員に申し上げます。

質問は簡潔にお願いします。

○8番（馬淵ひろし君） はい。瑞穂市において、副反応疑い報告制度で報告された事例の件数、その申請内容はいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 副反応報告件数でございますが、件数は13件と把握しております。その申請内容でございますが、腕の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、関節痛、神経痛、蕁麻疹、全身筋肉痛、しびれ、かゆみなど、重複での副反応なども報告として上がってきております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） うちのまちでも13件ある。これは本人が訴えたのではなく、お医者さんがワクチンに関係があるんじゃないかといった件数でありますので、そこを覚えていただきたいと思いますが、予防接種健康被害救済制度について伺います。

予防接種の副反応による健康被害、後遺症や死亡にあった方々が救済を求める制度が予防接種健康被害救済制度であります。読売新聞の3月15日に記事には、「コロナワクチン接種後に死亡、新たに男女11人に一時金、脳梗塞など否定できない」というタイトルで厚生労働省の専門家分科会は、14日新型コロナウイルスワクチンの接種後に死亡した52歳から83歳の男女11人について……。

〔発言する者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君に申し上げます。

議案に沿った質問にちょっとこちらは聞こえてきませんので、質問を簡略にお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 御注意をいただきましたので簡潔に。

関連性といいますのは、私が一番最初に申し上げたように、ワクチン接種事業というのが市民にとって、市民の健康福祉にとって寄与するものかどうかということの質疑でありまして、この予算を認めるということはワクチン接種を推進していくということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

予防接種健康被害救済制度についてお話をしますが、先ほどその制度を使って亡くなった、つまりワクチンによって被害が出たという方が41人認められたよというお話をさせていただきました。

本市において、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度で市民から申請を受け、国に申請した件数は何件でしょうか。

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君に申し上げます。

議案に対して関連関連という形になりますと公平性が認められてこないのです、そのことはちょっと注意だけさせていただきますので御理解をお願いします。

佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 市に新型コロナワクチン接種後の健康被害救済制度に申請された方は3名、3事例ございます。健康被害申請時の診断結果は、1事例目が中毒疹、全身の湿疹です。2事例目はワクチン関連の肝障害疑いです。3事例目はワクチン接種後の脳症疑い、記憶障害でございます。

症状につきましては、ワクチン接種後より数日以内に発症をされまして、医療機関にて治療をされておりました。治療期間は1か月から数か月と聞いております。

なお、3事例とも回復をされまして、現在は仕事への復帰をされております。申請後は昨年11月10日に瑞穂市の予防接種健康被害調査委員会を開催いたしまして、診断書などの添付書類を精査し、書類の不備、不足等処理した後に、2月17日に県に進達をいたしました。その後は県から国へ進達されまして、最終的には国の認定審査会にて判断をされます。以上でございます。

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君、もう一度申し上げます。

会議規則第55条に発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないということをお伝えしておきますので、その範囲内でしっかり質疑をしていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 少し長くなったというか、分かりにくい部分については改善をさせていただきます。

ワクチン接種のリスクの周知についてということで、これはワクチン接種体制を確保していくための予算が今回計上されておりますのでお聞きをさせていただきます。

ワクチン接種後に死亡した遺族団体の方が記者会見をして、どれぐらいの被害報告が上がっているのか、どんな症例が挙げられているのか、どのぐらいワクチンの死亡事例があるのか、公平な目線で国民に知らせてほしいというようなことを言われておりますが、ワクチン接種体制確保事業として瑞穂市は接種券の送付を行うと思っておりますけれども、その予算が計上されていると思っておりますが、3年経過して分かってきたワクチン接種のリスク、関連があった死亡例だとか、重篤な副反応の内容だとか、接種後の体調不良のことだとかというのを接種の案内とともに送付する、そのような予算を計上されているのか伺います。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 今回の補正予算は接種券の予算と案内の予算を計上させていただいておりますが、今までの接種もそうでしたけれども、厚生労働省から来ております通知も同封をいたします。また、場合によっては市で独自で作りました周知文書も同封して送付をい

たしますので、今回はそのような予算計上となっております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） では、市がこの予算を計上するということは新型コロナウイルスワクチン接種を推奨していくもの、行っていくものということで、この事業については法定受託事務というふうになっておるそうですので、やらざるを得ないということは分かっておりますが、市の姿勢だけ確認をさせていただきます。

瑞穂市はコロナワクチン接種というのを市民に推奨をしていくのか。今、HPVワクチンのように死者が出た場合、一旦停止をして止めるということをした事例もありますけれども、接種を推奨していくというふうになっている国の意見と合わせて瑞穂市は接種を推奨していくことよろしいでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、関係法令によりまして厚生労働大臣は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止上、緊急の必要があると認めるときは、市町村長に対し、臨時の予防接種の実施を指示することができることとされておりまして、これに基づきまして、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、指示でございますが、厚生労働大臣通知として発出をされておるところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領によりましても、市町村長は、当該市町村に居住する生後6か月以上の者に対して本予防接種を実施することとございます。これによりまして、市町村が実施主体となり接種を実施するものでございますので、瑞穂市も引き続き接種を実施していくものでございます。以上です。

○議長（若井千尋君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま質問をさせていただきましたこの議案第32号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）について、反対の立場から討論をさせていただきます。

反対の理由は、今質疑のほうでお聞きをいただいたように、国のほうでもワクチン接種後に

死亡したと、ワクチン接種により亡くなったというのは大きな違いがあります。ワクチンを接種したことによって1人亡くなられたということを国が認められたということは、この接種に関しては慎重になるべきだと私は考えます。

国のほうが推奨して行っていることでありますので、その指示に従って瑞穂市が予算計上して事業を行うということは仕方がないというふうには思いますけれども、私自身もワクチンに全く効果がないという立場ではございません。ワクチンというのは、重症化を予防する効果はあったというふうに思いますけれども、高齢者の方や基礎疾患を持たれた方については重症化のリスクが高いから、それを下げるためにワクチンを打っていますということが今の推奨でございます。私が申し上げたいのは、5歳から64歳までの基礎疾患を持たない人たちにも、この接種が推奨されているというところが疑問を持っているわけでありまして。

国が勧めていくものですので、なかなか申し上げるのは難しいところではございますが、その1件の死亡事例が認められ、さらにはその背後には2,001件のワクチン接種後に亡くなった方で、まだ情報が不足しているため評価ができない。つまりワクチンで亡くなったかどうかは評価できないという保留になっているものが、ほぼ99%以上あるということでありまして。

そのような中、実施主体である瑞穂市が、ワクチン接種と死亡の因果関係が否定できないと認定された事例が出てきました。副反応疑い報告制度によるワクチン接種のリスク評価が私は十分ではないというふうに思います。

一方、5月8日から5類に以降するというふうになっておりますけれども、重症化率、死亡率ともに季節性インフルエンザと同等、もしくはそれ以下であるということの認識の下、特に子供たちや若者が追加でワクチン接種をするメリット、つまりベネフィット、ワクチン接種するメリットが下がっているということです。重症化しにくいので、しにくいのにさらに下げていくというためにワクチンを打ってくれということを言っていらっしゃるわけです。ただ、基礎疾患を持つ方、高齢者の方についてはその限りではないということを私は申し上げておきますけれども。

このコロナワクチン接種は緊急時の特例臨時接種ということで、特例で承認をされて接種を進めてまいりましたが、もう3年を経過して、もはや緊急時ではないと私は考えます。接種は一旦立ち止まって、リスクを正確に評価して、接種の在り方を再検討すべきではないかと、そのように思っております。

このようなコロナワクチンの接種を進めていくということに当たって、この予算を確保してやっていくということについては、一旦私は立ち止まって、この段階でこの予算を計上していくべきではないと、そのように思い、この議案については反対をさせていただきます。

同僚議員の皆様、趣旨を御理解いただきまして、御賛同くださいますようお願いを申し上げて反対の討論とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 9番 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番 松野貴志です。

議案第32号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

ワクチン接種におかれましては、1回目、また現在では5回目ぐらいまでの接種が進んでいるものと思います。今回につきましては、5月8日から2類から5類へと変更する、そういう状況で国のほうが緊急で打ってきていると。また、中のほうの精査もしっかりとされた状況で今回ワクチン接種のほうが出てきていると思います。

今、馬淵議員がおっしゃいました、あくまでも強要はありません。ワクチン接種におかれましては個人の判断で接種をする、市はその補助をしているだけであります。いずれにしましても5万5,000人の市民全員が打つとは限りませんが、やはり安全・安心、感染防止対策の一助として個人の判断に委ねて接種を進めてもらいたいという思いで私は賛成させていただきます。

皆様、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

議案第32号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第32 議員派遣について

○議長（若井千尋君） 日程第32、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。

内容については3件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わり3件説明します。

1件目は、令和5年4月13日に東海市議会議長会主催の議長会議及び表彰が三重県松阪市の華王殿 HANA CLUBにて開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものでございます。

2件目は、令和5年5月23日に中濃十市議会議長会主催の議長会議、講演会及び意見交換会が羽島市役所及び西松亭にて開催されるため、議長に同行して出席する松野副議長を派遣するものでございます。

3件目は、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員研修会です。研修所で受講決定された人数により議員を派遣するもので、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（若井千尋君） この件につきまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（若井千尋君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和5年第1回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月17日

瑞穂市議会 議長 若井千尋

議員 広瀬守克

議員 藤橋直樹